

28年度に減額率＝0で和解！

大畑京子（長岡京市議）

1、住民訴訟の動機

私の町では、ごみ減量を柱とする循環型社会形成基本法の時代に反するごみ行政が長年続けられてきた、そのことに私が気づいたのが4、5年前でした。平成19年7月に自治体議員のごみ学習会に参加し会員の皆さんの力を借りて不透明なごみ行政の是正を図ろうと行動を起こすことにしました。

2、住民訴訟に至る前段

ごみ減量に反する事業系ごみの減額制度があることを職員の言葉の端から気付いたのは、提訴に先立つ3年前でした。おかしいなと思っても調べる手だてが分かりません。そのわけは、市は家庭系ごみの収集をするだけで、事業系ごみの持ち込みは二市一町で構成する一部事務組合（乙訓環境衛生組合、略して乙環）なので、処理手数料の現状を把握しにくいこと。第二に、市では家庭系ごみ収集は全部を許可業者への委託で行い、事業系ごみ収集も許可業者のみがしているので事業系ごみについての資料が外部に出てこないこと。第三に、情報公開制度が乙環でできたのが平成16年度で、まだまだ隠したがる行政風土が濃厚であったのです。

ごみ学習会での助言を得て、乙環に対し、どういう文書があるか分からないまま当て推量で情報公開請求をしたところ、事業系ごみ減額の取り決めをした二市一町の首長協議文書が開示されました。これにはちょっと感動を覚えました。情報公開制度の威力です。乙環でこの制度を行使したのは、私が最初でしたので。

この文書により、長岡京市に住民監査請求をしたところ、事業系ごみ減額の条例は乙環なのでという理由で却下。そこで乙環に住民監査請求をしたら、減額は構成首長が減額分の補填をすることも考えて決めたものであるから乙環には責任がないとして棄却。この文言を引いて再度長岡京市に住民監査請求をして、今度は棄却。これらの住民監査請求棄却により、乙環と長岡京市に対して住民訴訟を起こしたのが平成20年6月、それから3年間、17回の口頭弁論を経て和解となりました。

3、裁判での原告側の根拠

提訴の根拠は、乙環条例のごみ処理手数料の減免規定で、「管理者は災害その他特別の事情あると認めたときは、手数料及び処理費用を減額または免除することができる」となっています。この条項を受けた乙環の規則では「関係市町長が減額または免除証明書により証明したものについて減額または免除するものとする」、と市町長の責任にしているのです。この減免証明を市町長が毎年乙環に出し続けたことにより、長年、事業系ごみを収集運搬する許可業者は処理手数料の9割から7割を減額されてきたのです。この時、乙環の処理手数料は100kgごと1400円ですから、乙環は提訴時点では9千万円程度、許可業者6社に減額していたのです。つまり、長岡京市では乙環に支出する負担金中に、二市一町の人口割で約4500万円の補てん分を含ませて裏で負担しているわけです。

普通に乙環条例を読めば減免の根拠、「その他特別の事情」とは、災害に準じる場合に限定されるはずですが、乙環では、管内の中小零細事業所の経営が他市に比べて「特別の事情がある」から育成する必要があるとして、中小零細のごみ処理業者なく、中小零細の排出事業者のごみ手数料を減免していたのです！ところが、乙環に搬入される可燃ごみの4分の1を占める許可業者持ち込みの事業系ごみの手数を支払っている「中小零細事業所」は、割引制度があることすら知らされず、許可業者いなり金額を支払っているだけなのです！わずかの金額で中小零細事業所育成はあり得ないし、当然ごみ減量のインセンティブは働かず、毎年許可業者が持込む事業系ごみ量は増え続けていました。その間、家庭系ごみは分別が進み減量されてきたのです。

この不合理的解消をめざし、乙環への訴状では、本来乙環に入るべき処理手数料を減額したことで損害が発生したとして、“組合に対し減額を決めた管理者に8611万円を支払うよう請求せよ”、としたのです。

4、原告が見つけた勝利の鍵は？

裁判の流れを原告有利に導いたのは、乙環条例に規定された「多量ごみ」排出事業所（月 300kg 以上）の定義を長岡京市が恣意的に解釈して、病院、テナント入居のスーパー等の事業所、マンションなども「中小零細事業所」とカウントしていることを見つけたことです！「中小零細事業所」を 300kg 未満にすることは合理的と言えますが、病院・マンションなどは明らかに 300kg 以上排出しているのに、これも減免対象にしているのです。市は、病院の一人の入院患者は一事業者としてベッド数分、テナント建築物のテナント数分を減額対象事業所として、排出されるごみを“小分け”して減額金額を著しく水増ししていたのです。それに加え、情報公開された許可業者の顧客リストから、月 300kg を超える顧客が全体の 8 割を超えることも証明しました。

これらの杜撰な業務実態を明らかにしたことにより、裁判長は、市として改善できることはないのですか？と言ってくれたのです。

5、一部事務組合の問題

長岡市は、向日市と大山崎町、それに乙環とで構成する乙訓環境衛生事務連絡会で、22 年度末に減免証明の事由「中小零細事業所育成」による許可業者への減額制度廃止を主導しました。二市一町の首長会で長岡京市長が向日市と大山崎町長を同調するよう働きかけたからのようです。本来なら、二市一町の首長が乙環の正副管理者を兼ねているので、乙環の正副管理者がこれを決めると、乙環の事務局は従わざるを得ません。ところが、乙環は裁判が進行しても当初からの無責任論を一向に変える気配が見えませんでした。なぜか？。乙訓では一部事務組合は他に福祉施設と消防があり、それぞれ事務方と議会を持っています。事務組合は地方自治法上では一つの自治体になるのですが、その中では人事も事務も停滞して時代にふさわしく改革する機運が生まれにくく、外から首長が正副管理者に就任しても長年の事務局体制は揺るがないからだと思われます。

その結果、長岡京市が平成 22 年度末での減額制度廃止と 5 年間の経過措置を主導し、それに留まらず循環型社会形成基本法にふさわしく市条例改正を決めても、乙環はそれに連動する動きがなかなか出てきませんでした。今年 1 月から裁判長の和解勧告でラウンドテーブルに移っても、乙環から前向きな意見書が出てきたのは市よりもだいぶ遅れました。

6、和解内容

和解条項の骨子は次の 3 点です。

- (1) 長岡京市と乙訓環境衛生事務組合は、乙訓衛生事務連絡会の決議事項を尊重し、『速やかに条例等改正議案に向けた検討を行う。』
- (2) 長岡京市と乙環組合は、平成 23 年度の減額率 50%を、24・25 年度は 40%、26・27 年度は 30%に軽減し、5 年間の経過措置を経た平成 28 年度には 0%にする。
- (3) 多量排出事業者であるにも拘わらず、減額対象事業者として申請している現状を改善する。

7、裁判の和解後の乙環議会

乙環議会は毎議会 1 日だけで、議員は乙環構成市町の人口割には対応せず、一律 3 人が割り当てられているのは理不尽です。しかも、大きな会派の指定席同様でした。10 月が長岡京市議会の役職改選時期であることから、私の所属会派「ほうれんそうの会」も乙環議会へ手をあげましたが、3 議席のところ 5 会派が手をあげ、調整に手間取りました。和解したからと言って、今の時期に元原告が乙環議会にいくのはよろしくない、「ほうれんそうの会」でも裁判にかかわらなかった議員なら席を譲ってもいい・・とのことで、それに従うことで乙環議会へのパイプを持つことがかろうじてできました。

乙環は人口 15 万人で可燃物日量約 110 トンの処理を 75 トン 3 炉体制で受け入れている比較的小さな組合です。今後、和解の成果が条例改正でどのように現れるのか、組合議会や組織の在り方とも併せ今後とも注視して問題提起のパイプを十分に生かしていくつもりです。